

漁港における漁船以外の船舶（プレジャーボート）係留に関する遵守事項

漁港管理者 宗 像 市 長

漁港に漁船以外の船舶（プレジャーボート）を係留する場合、船舶の所有者（使用者）が遵守しなければならない事項を下記に定めるものとする。

記

- 1 プレジャーボートを漁港に係留する場合は、市長の許可を得て、市が公示により指定する「漁船以外の船舶係留許可区域」に係留しなければならない。
- 2 プレジャーボート所有者（使用者）は、毎年3月に漁港施設利用許可申請書を各係留場所管轄の漁業協同組合に提出しなければならない。
- 3 プレジャーボートを買換える場合及び、現在所有の船舶を売却または撤去する場合は、必ず事前に管理漁協または宗像市役所水産振興課に届け出なければならない。
- 4 プレジャーボートを買換える場合、係留場所確保等の関係により、現在の係留場所で規定している船舶より大型化してはならない。
- 5 事前に共有者として申請があった場合に限り、プレジャーボート所有者が現在所有の船舶を売却後、買主が引き続き係留場所の使用を希望する場合、係留することができる。
- 6 既納の使用料は返還しない。ただし、市長が利用者の責めに帰することのできない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 7 船検時、代船を入港させる場合は、必ず当該船舶に係る事項を漁協に届け出なければならない。
- 8 係留許可のステッカーは、必ず船舶外部の外見できるところに貼付する。
- 9 船舶の管理は、所有者（使用者）が行わなければならない。
- 10 漁港整備工事等において、市からの移動要請があった場合は、速やかに市の指示に従わなければならない。
- 11 油のたれ流しをしない。また、ゴミ等を捨てない。
- 12 漁港内陸地に、船舶及び船台等を放置しない。また、船台等には連絡できるよう、名前・電話番号を明記する。
- 13 10月1日の「みあれ祭」時の漁港及び海上は、漁船で混雑し事故等の危険を伴うので、プレジャーボートの入出港は控える。
- 14 船舶使用中は危険回避のため、常にマストを立て旗等を掲示する。
- 15 漁港を入出港する際、漁船並びにプレジャーボートの定錨の綱を切断した場合は、原因者が必ず原状に復旧しなければならない。
- 16 係留許可を受けた者が係留許可の更新を行わない等、係留場所に空きが出た場合、既に他係留場所にて同規格の係留許可を受けた者が、前述の係留場所を希望する際は、別紙のとおり申請をおこなうものとする。
- 17 プレジャーボート所有者（使用者）は、漁港施設の利用や海上において、互いにモラルやマナーを遵守しなければならない。

漁港における漁船以外の船舶（プレジャーボート）係留に関する遵守事項第 16 条の申請について

- 1 係留許可を受けた者が係留許可の更新を行わない等、係留場所に空きが出た場合、管理漁協はその確認をした日から 1 ヶ月間、上記係留場所の公示を支所にておこなう。
- 2 公示期間内に申請があった者に対して、市は船の規格等が適合しているかの審査をおこなう。また申請者が同係留場所にて重複する場合、抽選により決定する。
- 3 上記 2 の後、移動の許可を得た者は速やかに船舶を移動する。
- 4 上記 3 の移動後、空きが出た係留場所については、再度公示をおこなわず、一般公募をするものとする。